

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務は、「清流の国ぎふ」文化祭2024県実行委員会主催事業の一般プログラム「せき桐ヶ丘芸術祭」の企画運営である。 本芸術祭は障がい児者等に関わる教育・福祉施設が集積するせき桐ヶ丘エリアにおいて、文化芸術を切り口に、教育及び福祉施設の関係者と利用者及び一般県民等が交流し、新たな価値観を創造する各種モデル的な取組みを行うものである。 本業務を企画運営するためには、福祉教育に精通し、障がい者芸術の特殊性に関する専門的知識を有していることに加え、教育及び福祉施設が一体となって運営に関わる体制が必要である。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 学校法人岐阜済美学院中部学院大学（以下「中部院大」という。）は平成9年の開学時から人間福祉学部を全国で初めて設置。福祉、教育の専門職養成を担い、福祉現場で働く学生を数多く輩出し、障がいに関する研究者を多数抱えている。 また、令和4年度からは、エリア内に所在している福祉施設、特別支援学校及び幼少中等高等学校等が連携して障がい児者の教育と福祉の拠点づくりを進めるために「せき桐ヶ丘教育・福祉連絡会」を組織して、中部院大はその事務局を担い、エリア内のネットワークを使った交流事業も行っている。 これらのことから、中部院大は本事業の推進において、中核となる教育、福祉に係る専門知識と地域連携の実践実績のある人材を有し、また、各機関との円滑な連携を果たすのに最も適切な者である。 加えて、エリアの他施設にはない、セミナー・シンポジウム及びステージイベントを開催できる収容人数の多いホール等の施設を備えており、これを無償で使用するすることができる。 以上のことから、本業務を適切かつ有利な価格で実施できるのは、中部院大において他にない。